

平成 31 年 3 月 29 日
震災伝承ネットワーク協議会事務局

「震災伝承施設」の第二次募集を開始します

震災伝承ネットワーク協議会※は、東日本大震災の実情や教訓を伝承する施設として「震災伝承施設」の第二次募集を開始します。

応募があった施設は、今後、上記協議会が施設の分類を行い、「震災伝承施設」として登録する予定です。

※震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

<第二次募集>

- 募集施設 東日本大震災に関わる遺構、慰霊碑、モニュメント等の施設
- 開始時期 平成31年4月1日（月）から随時受付します
- 提出先 対象施設の存する県又は政令市の窓口あて郵送（別紙1）
- 震災伝承施設の登録公表 平成31年上半期末を予定

◎登録要綱・申請用紙については、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/youkou>

※協議会は、申請内容を「震災伝承施設」募集要綱に基づく登録業務にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。なお、提出いただいた申請書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

<添付資料>

- 別紙1 提出先一覧
- 別紙2 「震災伝承施設」の募集と分類について
- 別紙3 「震災伝承施設」登録制度の概要
- 別紙4 「震災伝承施設」登録要綱

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

問合せ先

震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局企画部）

震災対策調整官 よこやま しゅうじ 横山 修司（内線 3118）

企画課 建設専門官 たけだ てつひで 武田 哲英（内線 3153）

TEL:022-225-2171（代表） FAX:022-221-9890

提出先一覧

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県土整備部 都市計画課
岩手県	〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6-1（県合同庁舎内） 復興局 震災津波伝承課
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 震災復興・企画部 震災復興推進課
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 土木部 土木企画課
仙台市	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室

震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。
- 語り部等の活動について、震災伝承施設と一体となって実施している場合は把握するが、語り部活動のみの場合は、別途、伝承活動として収集を行うため対象外とする。

募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上該当すること。

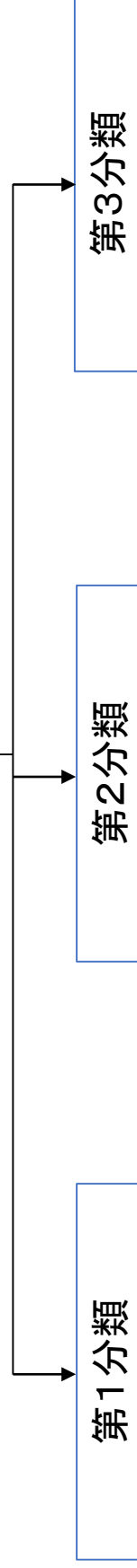
- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- (1) 継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- (2) 展示内容の多言語化、ビデオ映像上映の有無
- (3) 展示物や展示内容に対する説明者や案内人の有無
- (4) 語り部活動(人数)と連携の有無
- (5) 駐車スペース(大型、小型毎の駐車台数)
- (6) トイレや休憩スペースの有無
- (7) その他(上記以外の特筆すべき要件)

募集した施設の分類



＜「震災伝承施設」の分類の考え方＞

分類	施設の特性	
	震災伝承	訪問しやすさ
第1分類	○	理解しやすさ
第2分類	○	○
第3分類	○	○

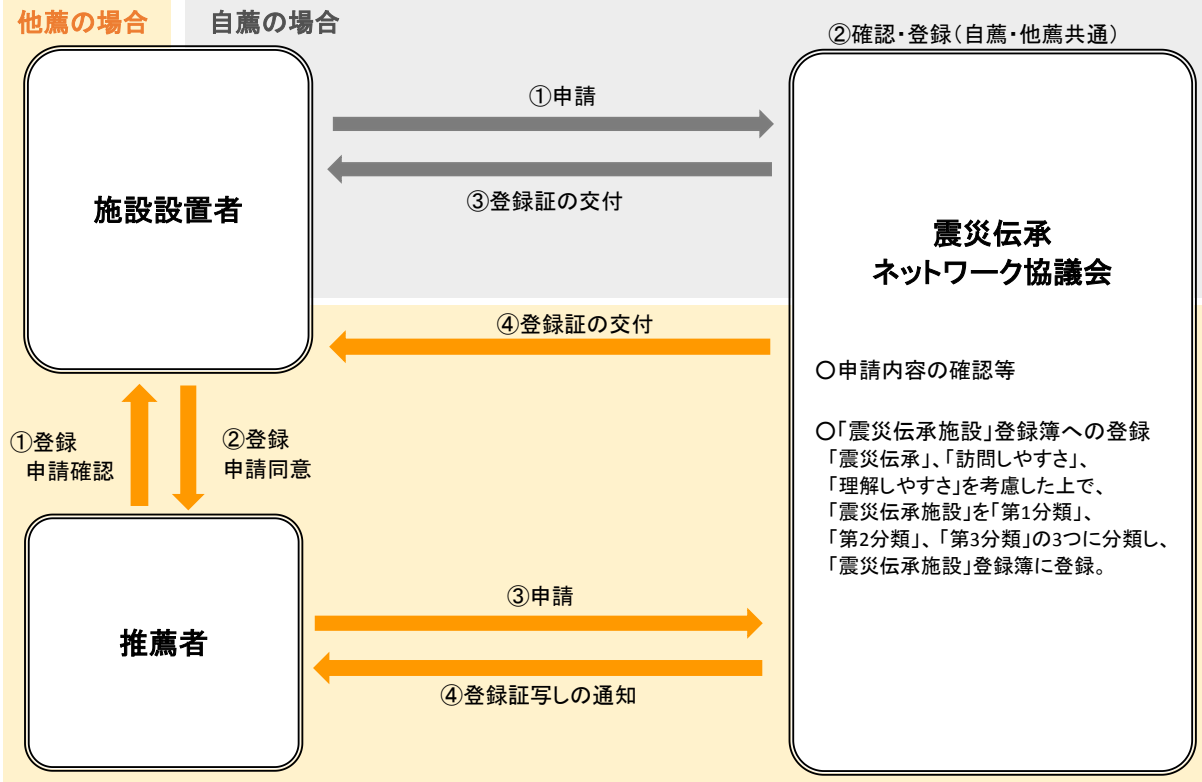
＜「震災伝承施設」の特性＞

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)に該当
訪問しやすさ	施設等の状況の(5)に該当する施設の来訪者が無料で利用できる駐車場等を有していること
理解しやすさ	施設等の状況にある(2)(3)(4)に該当する震災展示に関する案内員や語り部活動、展示内容の多言語対応や映像上映による展示を有するもの

＜「震災伝承施設」に関する取組＞

	分類		
	1	2	3
① 震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
② 震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロードを形成する施設として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
③ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤ 「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥ 「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○

【「震災伝承施設」登録の流れ】



分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

▲「震災伝承施設」の分類の考え方

<「震災伝承施設」に関する取組>

	分類		
	1	2	3
① 震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHPで公表	○	○	○
② 震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロードを形成する施設として、「震災伝承施設」をHPで公表	○	○	○
③ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤ 「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥ 「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○

「震災伝承施設」 登録要綱

（目的）

1. この要綱は、東日本大震災に関する震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等を「震災伝承施設」として登録し、東日本大震災から得られた個々の実情と教訓を、総体として広く国内外及び次世代に継承すること、あわせて地域の交流促進、地方創生及び地域の防災力の強化に寄与することを目的とする。

（「震災伝承施設」の定義）

2. この要綱において、「震災伝承施設」とは、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設をいい、以下の項目のいずれか一つ以上に該当する施設をいう。

<項目>

- ① 災害の教訓が理解できるもの
- ② 災害時の防災に貢献できるもの
- ③ 災害の恐怖や自然の^{いふ}畏怖を理解できるもの
- ④ 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- ⑤ その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）

（施設の設置者及び管理者）

3. 施設の設置者は、国、県、市町村、行政機関に代わり得る公的な団体、民間団体又は個人であること。

なお、施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合は、「震災伝承施設」として、継続的な施設管理が確保されること。

（「震災伝承施設」の分類）

4. 施設の特性や設置状況を踏まえ、「震災伝承施設」を3分類とする。

<分類>

第1分類：2. 「震災伝承施設」の定義の項目のいずれか一つ以上に該当する施設

第2分類：第1分類うち、十分な容量の駐車場（大型、小型車）等、来訪者が訪問しやすい^{注1}設備を有する施設

第3分類：第2分類のうち、案内員の配置や語り部活動等、来訪者の理解しやすさ^{注2}に配慮している施設

注1【訪問しやすい】とは

施設の来訪者が無料で利用できる十分な容量の駐車場（大型、小型車）等のサービス設備を有していること

注2【理解しやすさ】とは、次の各号のすべてを満たすものであること

- 一、震災伝承に係る展示物や展示内容に関する案内員が配置されていること、または、施設の展示に関連する語り部活動が行われていること
- 二、展示内容の多言語化やビデオ映像上映による展示等が行われていること

（登録の申請）

5. 2の『震災伝承施設』の定義に適合する施設の設置者又は推薦者（以下「申請者」という。）は、当該施設を「震災伝承施設」として申請することができる。申請者が推薦者である場合にあっては、事前に施設の設置者から申請合意を得るものとする。

なお申請する時点で、対象とする施設が整備中（施工中）である場合は、以下の条件を満たせば、申請することができる。

- ① 展示内容や運営計画（管理者、案内人等）が決定している。
- ② 完成（供用）時期（※）が明確である。（※月単位程度）

2) 申請に際しては、申請者は申請用紙（様式-1）に次の書類を添えて、当該施設が存する県または政令市（別紙）を経由し、これを震災伝承ネットワーク協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。なお、申請者は行政機関のみならず民間団体又は個人であっても構わない。

- ① 申請する施設の写真（全景や外観）、位置図及び箇所図（様式-2）
- ② 申請する施設の状況写真（様式-3）

- ③ 申請者が推薦者である場合にあっては、推薦理由を記載した資料
- ④ 施設の管理又は運営を行政機関から委託されている場合にあっては、協定や契約等の写し
- ⑤ 施設が整備中（施工中）である場合にあっては、②の状況写真に代えて、施設内容の詳細（展示物・展示内容、駐車場、トイレ、休憩スペース、展示物・展示内容に係る案内員、地域の情報提供案内所・窓口）を判断できる図面等の資料

（登録証の交付等）

6. 会長は、申請内容を確認のうえ「震災伝承施設」登録簿に登録し、施設の設置者に登録証を交付するものとする。

なお、推薦者が申請した場合にあっては、推薦者に登録証の写しを通知する。

2) 整備中の施設にあっては、施設の供用時期に合わせて登録証を交付するものとする。

（登録内容の変更の届け出）

7. 「震災伝承施設」の登録を受けた者（以下、「震災伝承施設」登録者」という。）は、申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、当該施設が存する県または政令市（別紙）を経由し、遅滞なく会長に届け出なければならない。

（震災伝承ネットワーク協議会の取組）

8. 震災伝承ネットワーク協議会は、「震災伝承施設」に関して、分類に応じた以下の取組を行う。

- ① 震災を伝承すべき遺産として、ホームページで公表 [第 1 分類、第 2 分類、第 3 分類]
- ② 3.11 伝承ロードを形成する施設として、ホームページで公表 [第 1 分類、第 2 分類、第 3 分類]
- ③ 観光事業者等が作成するマップ等へ「標章（ピクトグラム）」の使用を

許諾 [第 2 分類、第 3 分類]

- ④ 観光事業者等に対し「震災伝承施設」を見学施設として紹介するとともに、観光に関する会議等を通じ周知について協力を依頼 [第 3 分類]

（「震災伝承施設」登録者等の取組）

9. 「震災伝承施設」登録者は分類に応じて、以下の取組が可能となる。

- ⑤ 第 2 分類または第 3 分類の登録を受けた者は、施設の情報発信に「標章（ピクトグラム）」を使用することができる。
- ⑥ 第 3 分類の登録者は、自らもしくは道路管理者の協力を得て、施設の案内標識に「標章（ピクトグラム）」を使用することができる。

（標章）

10. 「震災伝承施設」の「標章（ピクトグラム）」は、別図のとおりとする。

- 2) 標章（ピクトグラム）の使用は、別に定める「震災伝承施設の標章（ピクトグラム）に関する使用規程」によるものとする。



別図 標章

（登録者の務め）

11. 第 3 分類の登録者は、次の事項に努めなければならない。

- ① 施設について安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと
- ② 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること
- ③ 「震災伝承施設」の機能と魅力を高めるため、震災伝承ネットワーク協議会及び他の「震災伝承施設」と相互に連携し、協力すること
- ④ 第 3 分類の登録を受けた者は、標章（ピクトグラム）用いた登録証を施設内に見やすいように掲示すること。なお、掲示が困難な屋外の施設にあってはこの限りでない。

(登録の取り消し)

12. 会長は、登録された「震災伝承施設」が内容の変更により2及び4の各号に該当しないと認められるに至った場合、または「震災伝承施設」登録者が11の義務を遵守せず、「震災伝承施設」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことや分類の変更を行うことができる。

(登録要綱の補足事項)

13. この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は、平成30年11月30日から実施する。

平成31年3月6日一部改正

「震災伝承施設」登録要綱の補足事項

<施設の展示内容の確認>

1. 震災伝承には、以下の展示物や展示内容が備わっており、施設状況写真で展示内容が確認できること。
 - イ. 説明板等
 - ロ. デジタルサイネージ、電子看板
 - ハ. 情報端末 (PC 等)
 - ニ. ビデオ映像上映
 - ホ. パネル展示
 - ヘ. その他
2. 震災伝承の展示にあたっては、来訪者に適切な空間を確保すること。

<訪問しやすさ>

3. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね10台（大型車用は2台分に換算）以上のものとする。
4. 駐車場は、施設から徒歩で2～3分以内に位置しており一体的に利用可能であること。
5. 無料の駐車場の有無に関わらず、近隣に有料駐車場が点在する施設や公共交通機関等の利便性が高い施設であること。

<ホームページ公表>

6. 「震災伝承施設」として登録した場合、申請用紙の記入内容（施設の基本事項や写真等）は、震災伝承ネットワーク協議会の取組として作成する公表用資料に使用する。

<「震災伝承施設」の例示>

7. 「震災伝承施設」は、登録要綱1の目的に示す、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑のほか、以下の施設についても説明板等により、震災の実情や教訓を伝える施設である場合においては、当該施設を申請することができる。
 - ・被災直後に被災者が一定期間生活した避難所
 - ・役場等が被災し緊急整備した仮設庁舎等
8. 東日本大震災による津波と同様に、実情と教訓を伝承する基本となる津波石碑については、当該施設を申請することができる。

問合せ窓口

<p>震災伝承ネットワーク協議会事務局 国土交通省東北地方整備局 企画部企画課 TEL.022-225-2171（代表）、FAX022-221-9890 メールアドレス：thr-densho@mlit.go.jp URL：http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/</p>
--

提出先一覧

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県土整備部 都市計画課
岩手県	〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6-1（県合同庁舎内） 復興局 震災津波伝承課
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 震災復興・企画部 震災復興推進課
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 土木部 土木企画課
仙台市	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室

< 「震災伝承施設」申請用紙 >

様式-1

平成 年 月 日

震災伝承ネットワーク協議会 会長 殿

申請者 住所 _____

氏名若しくは名称及び代表者の役職・氏名 _____

下記のとおり「震災伝承施設」登録要綱に基づき関係資料を添えて申請します。

施設の名称(ふりがな)			
施設の所在地(ふりがな)	〒		
供用年月日	平成 年 月 日		
施設の種類	震災遺構・震災遺構以外	施設設置者の名称	
施設概要 (伝承内容)			
施設内容の詳細	[震災伝承] 【展示物・展示内容】 イ. 説明板 有 ___ 枚 ・無 ___ 枚 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ ロ. デジタルサイネージ 有 ___ 基 ・無 ___ 基 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ ハ. 情報端末(PC) 有 ___ 台 ・無 ___ 台 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ ニ. ビデオ映像上映 有 ___ 箇所 ・無 ___ 箇所 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ ホ. パネル展示(可搬式) 有 ___ 枚 ・無 ___ 枚 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ ヘ. その他 (具体的に _____)		
	[訪問しやすさ] 【駐車場】 計 ___ 台 (24時間使用 可・不可) [大型車(バス・トラック) ___ 台 小型車 ___ 台 身障者用 ___ 台]		
	【トイレ】 計 ___ 器 (24時間使用 可・不可) [男 ___ 器 ((小) ___ 器、(大) ___ 器) 女 ___ 器 身障者用 ___ 器]		
	【休憩スペース】 有 ・ 無		
施設に関する窓口	[理解しやすさ] 【展示物・展示内容に係る案内員】 有 ・ 無 通常時 : ___ 人 (施設全体 ___ 人) 多言語(英・中・韓・他()) ・無 ___ 案内時間 : ○:○○ ~ ○○:○○ 定休日 : 毎週 ___ 曜日 ・ 無 ___ 予約 : 要 ・ 不要		
	【地域の情報提供案内所・窓口】 有 ・ 無 開館時間 : ○:○○ ~ ○○:○○ 定休日 : 毎週 ___ 曜日 料金 : 無料 ・ 有料 (___ 円) 予約 : 要 ・ 不要		
施設に関する窓口	組織名		担当者氏名
	TEL		メールアドレス
	住所		営業時間
施設に関連する語り部活動	団体名		代表者氏名
	TEL		メールアドレス
申請に関する窓口	組織名		担当者氏名
	TEL		メールアドレス
施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合 ※1	継続的な施設運営 可 ・ 不可		
施設番号 ※2	施設第 ___ 号	登録年月日 ※	平成 年 月 日
施設の種類 ※2	第1分類 / 第2分類 / 第3分類		

注1) ※1の箇所は、施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合以外は、記入しないこと。

注2) ※2の箇所は、申請の時点では記入しないこと。

注3) 申請内容は、募集要綱に基づく登録業務にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。
 なお、申請書類の返却は行いません。

施設全景、位置図及び図

施設 名 称		施設管理 者の名称	
施設 所 在 地			
写真(施設全景①)		写真(施設全景②)	
位置図(地理院地図:ズームレベル□)		※地理院地図:ズームレベル12~14で作成	
箇所図(地理院地図:ズームレベル□)		※地理院地図:ズームレベル17~18で作成	

施設状況写真

施設名		施設管理者の名称	
施設の所在地			
[震災伝承]			
写真()			写真()
写真()			写真()
写真()			写真()

施設状況写真

施設名		施設管理者の名称	
施設の所在地			
[訪問しやすさ]			
写真()	写真()		
写真()	写真()		
写真()	写真()		

施設状況写真

施設名	の称	施設管理者の名称	
施設所在地			
[理解しやすさ]			
写真()	写真()		
写真()	写真()		
写真()	写真()		

震災伝承施設の標章(ピクトグラム)に関する使用規程

平成31年 3月 6日
震災伝承ネットワーク協議会

(目的)

第1条 この規程は、震災伝承ネットワーク協議会が定める震災伝承施設の標章(ピクトグラム)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本使用規程において、「ピクトグラム」とは、別紙1に掲げるものをいう。

(権利の保持者)

第3条 ピクトグラムに関する商標登録を受ける権利および登録後の商標権は、震災伝承ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)会長(国土交通省東北地方整備局長)が保有する。

(申請手続き)

第4条 ピクトグラムを使用する者(以下「使用者」)(ただし、第6条に該当する場合を除く。)は、「震災伝承施設 ピクトグラム 申請書」(別紙2、以下「申請書」という。)を協議会に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等により報道関係機関が報道目的で使用する場合
- 二 道路管理者が「『震災伝承施設』登録要綱」の9. ⑥に基づき、第3分類の施設の案内標識に使用する場合
- 三 協議会の構成機関が使用する場合
- 四 その他協議会が使用申請書の提出を要しないと認めた場合

(審査手続き)

第5条 協議会は、前条に規定する申請書の提出があった場合、使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り使用を許諾するものとする。

- 一 震災伝承施設の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- 二 震災伝承施設の正しい理解の妨げになる、又は妨げのおそれがある場合
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 四 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- 五 その他、協議会が適当でないと認めた場合

- 2 協議会は、前項の規定により使用を許諾した場合、審査結果を通知し、ピクトグラムの電子媒体を送付するものとする。

(報告手続き)

第6条 震災伝承施設の第2分類及び第3分類の施設設置者は、当該震災伝承施設の公表・登録をもってピクトグラムの使用を許諾されるものとする。ただし、使用目的が第5条第1項の各号のいずれにも該当しない場合に限る。

- 2 震災伝承施設の第2分類及び第3分類の施設設置者は、ピクトグラムを使用した場合、「震災伝承施設 ピクトグラム 使用報告書」(別紙3)を協議会に遅滞なく提出する。

(使用料)

第7条 ピクトグラムの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第4条の使用者は、協議会へ届け出た使用目的のみに使用すること。
- 二 別紙1の基本デザインを正しく再現して使用すること。
- 三 案内標識として使用する場合、「『震災伝承施設』案内標識の表示の基本事項」(別添)に従い、使用すること。

(譲渡等の禁止)

第9条 ピクトグラムの使用許諾を受けた者は、その権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできず、かつピクトグラムの使用を第三者に対して許諾することはできない。

(使用の差し止め)

第10条 ピクトグラムの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、協議会はピクトグラムの使用を差し止め若しくは使用物件の回収などを求めることができる。

- 一 この規程に定める事項に違反した場合
- 二 第4条の規定に基づき提出された申請書に虚偽のあることが判明した場合
- 三 使用許諾を受けていない場合
- 四 その他協議会が適当でないと認めた場合

(責任)

第11条 前条の規定により、ピクトグラムの使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

- 2 使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

- 3 使用者がピクトグラムを使用したことにより協議会が損害を受けた場合、協議会は使用者に損害を求めることができる。

附則

(施行期日) この規程は、平成 31 年 3 月 6 日から施行する。

(別紙1) ピクトグラムの基本デザイン

■下地が無色もしくは無色に極めて近い場合



■下地が有色の場合



■色彩

こげ茶色 (DIC333) [参考: RGB 値 R81 G54 B54]

(別紙2)

震災伝承施設 ピクトグラム 使用申請書

震災伝承ネットワーク協議会 御中

申請日：平成 年 月 日

申請者：氏名 印

「震災伝承施設の標章（ピクトグラム）に関する使用規程」第4条に基づき、本使用申請書を提出します。なお、標章（ピクトグラム）の使用にあたっては、同使用規程を遵守します。

記載事項	記載欄
1. 使用者 (氏名、会社名、団体名など)	
2. 住所	
3. 代表者氏名	
4. 担当者の所属部署	
5. 担当者の役職	
6. 担当者の氏名	
7. 担当者の連絡先 (電話番号) (メールアドレス)	
8. 使用開始予定日	平成 年 月 日 ()
9. 使用目的 (使用規程に反していないか確認するため、具体的に記載してください。必要に応じて、図案や説明資料を添付してください。)	

※9. 申請した使用目的以外で使用する場合は、あらためて本使用申請書を提出してください。

(別紙3)

震災伝承施設 ピクトグラム 使用報告書

震災伝承ネットワーク協議会 御中

報告日：平成 年 月 日

報告者：氏名 印

「震災伝承施設の標章（ピクトグラム）に関する使用規程」第6条に基づき、本使用報告書を提出します。

1. 使用報告

（いつ、何に、どう使ったか具体的に記載してください。内容が分かるものを添付ファイルで送付してください。例：ポスター・チラシ・パンフレットのPDF等）

2. 連絡先

施設の名称.....:

施設の所在地.....:

施設の代表者氏名.....:

施設の分類.....: 第2分類 ・ 第3分類 (○をつけてください)

担当者氏名.....:

電話番号.....:

メールアドレス.....:

(別添)

「震災伝承施設」案内標識の表示の基本事項

本基本事項は、震災伝承施設における案内標識の表示例を示している。

1. 標準事項

(1) 表示内容

表示面には、次の情報を記載する。

① 震災伝承施設名

- ・案内標識には、震災伝承施設名を記載する。震災伝承施設名は、日本語と英語で表記する。

② 震災遺構

- ・震災伝承施設と同様な名称を有する施設が存在する場合、遺構と区別するため、震災遺構と記載する。震災遺構は、日本語のみの表記を基本とする。

③ 標章（ピクトグラム）

- ・震災伝承施設の案内標識には、標章（ピクトグラム）を記載する。



図1 標章（ピクトグラム）

④ 誘導表示

- ・誘導表示は、震災伝承施設までの距離や矢印を記載し、わかりやすさに配慮する。

(2) 表示板の色彩

標準仕様の表示板の色彩は次のとおりとする。

表示板の製造方法により、使用する素材に若干の相違が生じるが、印刷時に指定する色彩は、「こげ茶色（DIC333）」とする。[参考：RGB値 R81 G54 B45]

注：印刷指定色（DIC）は印刷物の色票であり、鋼材塗装の指定色（（社）日本塗料工業会色票番号）とは異なり近似色となるため、見本色と比較した上で決定すること。



図2 表示板の色彩

(別添)

2. 参考事項

(1) 案内標識の情報のサイズ

案内標識の表示面に記載する文字等のサイズは、道路標識設置基準に準ずるものとする。

(2) 案内標識の情報の配列

震災伝承施設の字数に応じたバランスの良い配列とすること。



図3 表示板の記載例